

2024年（令和6年）1月1日発生の能登半島地震による 災害に関する対応についての理事長声明

本年1月1日午後4時10分頃、石川県能登地方を震源とする地震があり、同県志賀町で最大震度7の揺れを観測し、地震規模はマグニチュード7.6と推定されています。地震発生直後には、2011年（平成23年）東日本大震災以来の大津波警報が発令され、沿岸部には津波が押し寄せて多数の家屋が浸水するという被害が発生しました。建物倒壊等による「直接死」による死者は206人にもものぼっており、真冬という状況の下で、救助活動が難航する中、安否確認が取れない人が52人にも及び（1月10日現在）、人的被害は今後も拡大する可能性があります。輪島市では「輪島朝市」周辺で4万8000㎡にも及ぶ大規模な火災が発生し、約200軒もの家屋が焼失するという甚大な被害が生じています。さらに震源地に近い能登半島北部の輪島市、珠洲市及び能登町では土砂崩れや道路損壊により交通網が寸断され、未だ多数の人々が孤立状態となっています。また石川県では、停電、断水、通信障害等が続いていて、2万5000人あまりが避難生活を余儀なくされており、避難生活の長期化による健康への影響が懸念されています。

今回の災害でお亡くなりになられた方々には謹んで哀悼の意を表するとともに、被災された皆さまに衷心よりお見舞いを申し上げます。また、災害発生直後から懸命な救助・救援・復旧活動に従事されている自衛隊、消防、警察、自治体職員、ボランティアの皆さま、その他関係者の皆さまに敬意を表する次第です。

当連合会または当連合会管内の弁護士会においては、阪神・淡路大震災における法律相談活動、東日本大震災における相談員派遣、熊本地震における電話相談活動、近年では2022年（令和4年）9月の台風15号による静岡県での現地相談支援、2023年（令和5年）6月の集中豪雨による和歌山県での現地相談支援など、これまで災害時には法律相談を始めとする可能な限りの支援活動を行い、また被災者の皆さまをサポートできるよう常日頃から継続的に災害対策研修を行ってきており、支援態勢は十分に備わっています。

今回の能登半島地震による災害は石川県能登地方を中心としていますが、富山県、新潟県及び福井県等においても大きな被害が発生しています。当連合会は、日本弁護士連合会や被災地の金沢、富山県、福井、新潟県の各弁護士会並びに中部弁護士会連合会や関東弁護士会連合会、各自治体や士業団体等と協力共同・連携して、被災者が誰一人取り残されることないように、一人ひとりの被災者に寄り添った支援活動を行う所存です。

今後、被災された方々の生活再建や心身のケア、電気・水道・ガス・通信等のライフラインの復旧などが大きな課題となりますが、一日も早く平穏な生活を取り戻すことができるよう、当連合会は被災者支援に全力を尽くす決意です。

2024年（令和6年）1月11日

近畿弁護士会連合会
理事長 浅野 則 明